議　第　180　号

令和8年6月5日提出

令和８年度熊本市農業集落排水事業会計補正予算

令和８年度熊本市の農業集落排水事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ323,571千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。

熊　本　市　長　　大　西　一　史

第１表　歳入歳出予算補正　　（歳　　入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
25 県支出金		22,876	10,000	32,876
	10 県補助金	22,876	10,000	32,876
60 市　　債		22,800	10,000	32,800
	10 市　　債	22,800	10,000	32,800
歳　　入　　合　　計		303,571	20,000	323,571

（歳　　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
10 総 務 費		227,845	20,000	247,845
	10 総務管理費	227,845	20,000	247,845
歳　　出　　合　　計		303,571	20,000	323,571

第２表　地方債補正
（変更分）

（単位：千円）

起債の目的	変更前				変更後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業債	22,800	普通貸借又は証券発行	5.0%以内ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし市財政の都合により繰上げ償還することがある。	32,800	補正前に同じ		
計	22,800				32,800			